



# 非文字資料としての 加賀藩検地絵図を読み解く

田上 繁（事業推進担当者 / 神奈川大学大学院・教授）



## 1 従来の文献史料を主体とした検地研究

近世社会が石高制社会であったことは、大方が認めるところである。ただ、その石高の性格については、生産高説、あるいは年貢高説など論者によって見解が大きく分かれる。しかし、いずれの論者においても石高の本質を追究する場合、研究素材として「検地帳」や「検地条目」などの土地関係史料を利用してきたことは、多くの説明を要しないであろう。その結果、従来の検地研究では、田畑・屋敷地の一筆ごとの丈量によって、それぞれの等級、生産高、名請人などが把握され、それを基盤に石高制が確立したとする見解が通説となっている。

ところが、加賀藩においては、天正10年(1852)から同12年までの指出検地に近い初期検地帳が数点残っているものの、それ以後の検地帳は皆無である。その代わり、天正13年以降、「検地打渡状」が加賀藩全域で龐大に伝存する。これは、田畑・屋敷地一筆ごとの検地帳とは異なり、検地奉行人の連署と宛名の村名のほかには、単に全体の面積と「分米」高(「分米」は慶長期のものから記載)や、「江川溝堀道引捨打渡所、如件」と記された奥書があるだけの一紙ものに過ぎない。面積に関しては「田畠屋敷共二 畠八上中下折合テ」との但書がなされている。しかし、この「検地打渡状」の記載内容からは、通説のような検地の実態を読み取ることはできない。

そこで、加賀藩の「検地条目」の内容をうかがうと、初発の元和2年(1616)の「条目」では、「今度検地、田畠一反に付而三百歩宛、無相違様に可打渡候、江川道以下、如此已前可打除事」、「畠方折之事、上中下により可相究事」などといった条項が主なものとなっている。「江川道以下」の抜物規定や「畠折」規定が盛り込まれている点は注目される。また、寛文12年(1672)の「能登半郡検地心得」では、「田地縄張之儀、大囲は二筋、小囲・縁端一筋之事」とか、「一ヶ村宛、其村領地の様子致絵図、相違無之旨十村奥書御取候而、……」や、「畠方折之儀、御扶持人相談候而可有御極事」などといった条項がある。さらに、そのあと桑・麻畠・たばこ畠・百姓居屋敷並廻

堀などおよそ20種類の作物や土地が「田成物」であり、石塚・三昧・宮屋敷・道・用水などが「大縄の内抜物」であると規定した項目が追記される。ただ、これらの「検地条目」と「検地打渡状」をいくら検討しても、やはり加賀藩の検地方法をうかがい知ることは困難である。

## 2 加賀藩検地絵図の読み方

そこで、加賀藩の検地絵図を読み解きながら、検地の実態に迫ることにしよう。加賀藩検地では、図1のように最初に百姓身分である十村や御扶持が中心となって村の境界を決めるため、磁石や間縄などを用いて測量を行う。その場合、測量方法には「廻り分間法」と「平板測量法」があったが、近世初期においては前者が採用された模様で、その測量結果を受けて村全体の縮尺図が作られる。それが、図2の「仮絵図」とか「下絵図」と呼ばれるものである。その「仮絵図」の中に屋敷・川・道・宮などを描き、さらに、できるだけ大きな四角形を書き入れていく。そして、端の方には三角形などを記入し、そうして完成したのが図3の「領絵図」である。四角形や三角形には順に「壱番角」「二番」などと番号が付される。これは雛形であり、実際の検地の結果を示した「領絵図」ではない。

本物の「領絵図」を掲げたのが、図4の文化9年(1812)の「能美郡西原村領絵図」である。この「領絵図」には「壱番」から「十五」までの番号が付され、「壱番」「弐番」「五」の3つが「角」であり、あとはいずれも「縁端」である。この「領絵図」をもとにして、実際に現地へ赴いて計測が行われる。この西原村の検地には別に同年の「能美郡西原村内検地打立并抜物帳」があり、その面積の算出方法が分かる。まず、各番付の長さや幅が計測され、それらに乗じて番付ごとの歩数が求められる。そして、畠のある番付では、そのまとまった畠ごとに「畠折」が施される。その「畠折」とは、例えば「三つ折」の場合、そのまとまった畠の歩数が仮に300歩であるとする、その3分の2が計算上で切り捨てられ、残った100歩がその

番付の歩数となる。これは、田と畠の価値の差異を調整するためのものである。

さらに、各番付の歩数からその「畠折」分と、江・川・道・宮などの歩数が「抜物」として差し引かれ、最終的な歩数が確定する。もっとも、畠の中でも価値の高い桑・麻畠などや百姓居屋敷並廻堀は「田成物」として田と同等とみなされ、歩数が差し引かれることはない。こうして、各番付から「抜物」歩数が控除されて、最終的な名目上の歩数が算定されることになる。これに加賀藩の一律1反当たり1石5斗の斗代を乗じると村高が自動的に求められる。これが、加賀藩検地の全貌である。だからこそ、一紙ものの「検地打渡状」で事足りる検地であったのである。こうして、「惣高廻り検地」と呼ばれる加賀藩検地が、一筆ごとの面積や等級、石高、名請人などを掌握しようとした検地ではなかったことが立証される。

### 3 文字資料と非文字資料の突き合わせ

西原村の検地では、歩数を求めるとき、3つの「角」では「南縄」と「北縄」を計って求めた平均値と、「東縄」と「西縄」を計って求めた平均値とを乗じてそれぞれ歩数を算出している。他方、「縁端」の番付では単に南北と東西の長さ乗じただけで歩数を求めている。これは、広い「角」の場合、2カ所の計測だけでは誤差が生じやすいためであり、前出の寛文12年の「検地心得」にある「大圃は二筋、小圃・縁端一筋」とは、まさにそのことを規定しているのである。「畠折」や「田成物」「抜物」に関

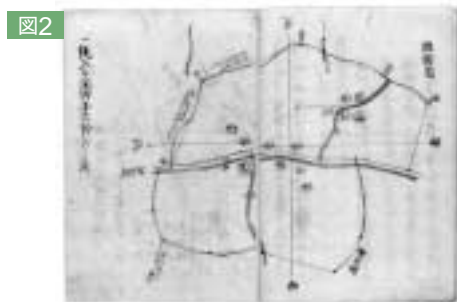
しても、元和2年及び寛文12年の「検地条目」が示す通りである。

このように、「検地条目」と検地絵図を照合することにより、文献史料だけでは解明できなかった検地の実態が浮き彫りとなる。十村クラスの多くの家には、この検地方法を記した「検地仕様書」の類が残っており、農書『耕稼春秋』を著した土屋又三郎も形の異なる六か村の「領絵図」をサンプルとして描いている。また、領主側でも、改作奉行河合祐之は「河合録」の中で、「検地仕様大綱」は「領惣体之廻り分間を致し、絵図二拵」え、「其上にて縄を入る、可成丈大角二取、縁端千歩以下八十文字縄を入」と述べたあと、「惣抜物共打込縄を張り、その「打立帳之内より抜物を引」き、残りを「極高」とすると記述している。そして、「畠有」れば「別二打抜、折を極、折捨歩引去」り、これら「惣打立歩之内抜物歩并畠折歩引去」って、「残高」を「極高」と但書しているのである。その記述内容が、検地絵図で裏付けられることはいうまでもない。

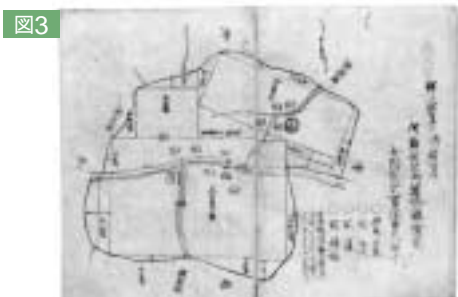
以上、加賀藩の検地絵図を取り上げ、文献史料では解けなかった検地の実態を絵図と突き合わせることで、それが可能となった事実を提示してみた。全国にはこのような検地絵図がまだかなり残存しているものと考えられ、今後、文字資料の限界性を克服する非文字資料として収集、分類し、さらに、研究に供するための有効な文字資料と非文字資料とをセットにした発信方法を検討する必要がある。



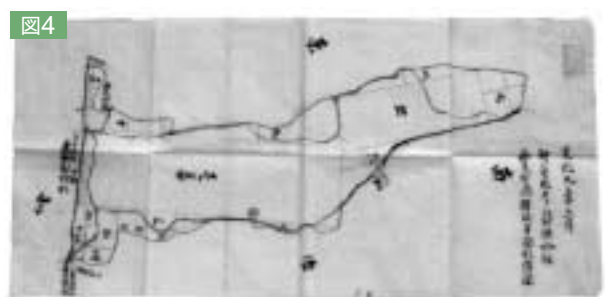
測量人絵図( 享和2年「 検地領絵図仕立様」金沢市立図書館蔵郷土資料 )



仮絵図( 文化12年「 検地領絵図仕立」金沢市立図書館蔵郷土資料 )



領絵図( 文化12年「 検地領絵図仕立」金沢市立図書館蔵郷土資料 )



西原村領絵図( 文化9年「 西原村内検地分間領絵図」金沢市立図書館蔵加越能文庫 )